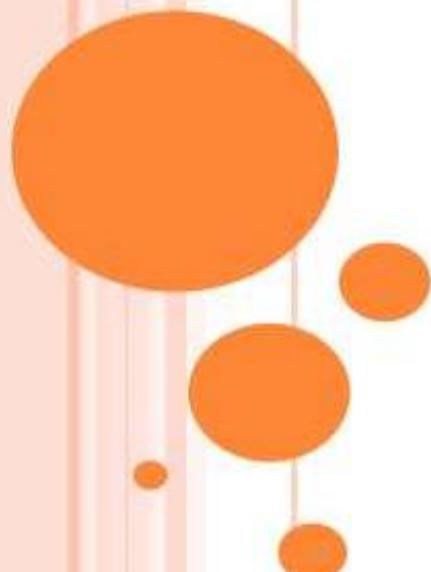


職業紹介事業の運営について



福島労働局 需給調整事業室

目次

○指導監督の流れP3
○事業を行う上で参照いただく法令等P4
1 事業所体制の整備	
・許可証等の備付け・掲示関係P5~P6
・よくある指摘事項	
～「許可証等の備付け・掲示関係」編～P7
・個人情報の適正な取扱いP8~P10
・よくある指摘事項	
～「個人情報の適正な取扱い」編～P11
2 求人・求職申込み	
・求人・求職受理の原則P12~P13
・有料職業紹介事業の取扱職業の範囲P14
・求人・求職受理時のその他の留意点P15
3 取扱職種の範囲等の明示	
・取扱職種の範囲等の明示についてP16
・よくある指摘事項	
～「取扱職種の範囲等の明示」編～P17~P18
参考 業務運営に関する規定P19

4 帳簿の備付け

・帳簿の備付けP20
・記載が必要な項目P21
・よくある指摘事項	
～「帳簿の備付け」編～P22~P28

5 労働条件等の明示

・労働条件等の明示についてP29
・労働条件等の明示が必要な内容P30~P33
・労働条件等の明示～その他の留意点～P34
・よくある指摘事項	
～「労働条件等の明示」編～P35~36

6 人材サービス総合サイトへの情報提供

・職業紹介事業実績等に係る情報提供P37~P39
・よくある指摘事項	
～「職業紹介事業実績等に係る情報提供」編～P40

7 その他

・職業紹介事業間の業務提携P41~43
・国外にわたる職業紹介P44~P45
・よくある指摘事項	
～「その他」編～P46
○ 苦情相談事例P47
○ 改正職業安定法についてP48~P54

参考 職業紹介事業の運営に係る留意事項 P55~64

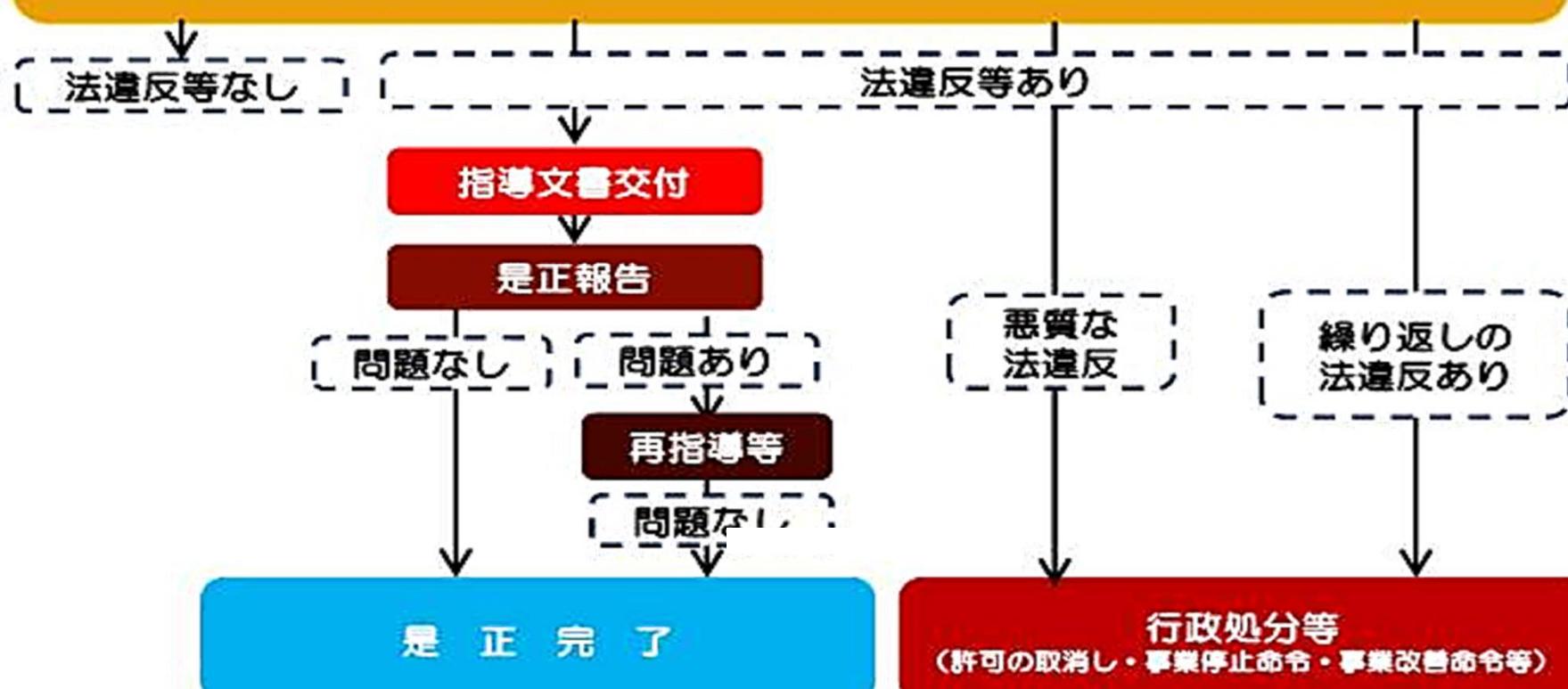
指導監督の流れ

指導監督対象の選定

- ・指導計画に基づく定期的な指導監督
- ・問題が認められる派遣先等への機動的な指導監督（労働者からの申告・情報提供等）

指導監督の実施

- ・派遣元・派遣先事業所・民間職業紹介事業者等への訪問等により、開設調整指導官が書類の確認、聴取等
- ・労働者派遣法・職業安定法の定めにより拒否・妨害を禁止



事業を行う上で参照いただく法令等

- 職業安定法
- 職業安定法施行令
- 職業安定法施行規則
- 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（平成11年労働省告示第141号）
- 職業紹介事業の業務運営要領
- その他関係法令
- 職業紹介に関する参考様式

福島労働局 ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/yuryou_muryou_shokugyou.html

「福島労働局 有料無料職業紹介事業関係」で検索してください。

許可証等の備付け・掲示関係

（職業安定法第32条の4第2項及び第3項及び第32条の13同法施行規則第24条の5）

職業紹介事業者は、

- (1) 許可証を職業紹介事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに関係者から請求があったときは提示しなければならない。
- (2) 許可証を亡失した場合、又は許可証が滅失した場合は、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

許可証等の備付け・掲示関係

(職業安定法第32条の4第2項及び第3項及び第32条の13同法施行規則第24条の5)

職業紹介事業者は、その事業所内的一般の閲覧に便利な場所に次の事項を掲示するか、自社ホームページなどで情報提供しなければならない。

- (1) 手数料表※
- (2) 返戻金制度に関する事項を記載した書面※
- (3) 業務の運営に関する規程

※(1)(2)は有料職業紹介事業者のみ

令和6年4月から省令改正により
ホームページでの情報提供も可能となりました。

よくある指摘事項
～「許可証等の備付け・掲示関係」編～

- 許可証を事業所ごとに備え付けていない。
(紛失したまま、再交付を受けていない。)
- 事業所内的一般の閲覧に便利な場所等に必要な事項を掲示していない。
- 業務運営規程の掲示に問題がある。
- 業務運営規程が最新の法改正に対応していない。

個人情報の適正な取扱い

(職業安定法第5条の5、平成11年労働省告示第141号)

● 個人情報の収集、保管及び使用

- 業務の目的の範囲内で求職者の個人情報を収集すること。

(人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項、思想及び信条、労働組合への加入状況については収集してはならない。)

- 個人情報は、本人から直接収集する、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段により収集すること。
- 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られること。

ただし、保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法令に定めのある場合はこの限りではない。

個人情報の適正な取扱い

(職業安定法第5条の5、平成11年労働省告示第141号)

● 個人情報の適正な管理

- 個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。
(※求職者からの求めに応じ、当該措置の内容を説明する必要あり。)
- 求職者の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、正当な理由なく他人に知られることのないよう厳重な管理を行うこと。
- 個人情報の適正管理に関する規程を作成し、遵守すること。
- 本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由とする不利益な取扱いの禁止。

● 個人情報の保護に関する法律の遵守

個人情報の適正な取扱い

(令和4年10月改正関係)

個人情報の収集における留意点

- ・求職者の個人情報を収集する際には、個人情報がどのような目的で収集・保管・使用されるのか一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に業務の目的を明らかにしなくてはなりません。

×	・「職業紹介のために使用します。」とのみ表示。
○	・「職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用します。」と表示。 ・「求人情報に関するメールマガジンを配信するために使用します。」と表示。

- ・個人情報を収集する際に求職者の同意を得る場合は、以下の点に留意してください。

- 同意を求める事項について、求職者が適切な判断を行うことができるよう、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。
- 業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集・保管・使用することに対する同意を、職業紹介に対する条件としないこと。
- 求職者の自由な意思に基づき、本人により明確に表示された同意であること。

個人情報を収集する手段について

個人情報を収集する手段として、新たに「本人により公開されている個人情報を収集する」方法が指針に明記されました。

- ・「本人から直接収集」する方法、「本人の同意の下で本人以外の者から収集」する方法については従前どおり指針に明記されています。
 - ・適法かつ公正な方法であることが求められる点は従前と同様です。
- 求職者に対して明示が必要（例：取扱職種・手数料・苦情処理・払戻金等の併せて明示する例）

よくある指摘事項 ～「個人情報の適正な取扱い」編～

- 業務の目的の達成に必要のない求職者の情報を求人者に提供している。
- 他のグループ会社等と同居しており、他社の社員が求職者の個人情報を容易に閲覧できる状態になっている。
- 求職者のプライバシーが確保されていない場所において、臨時的な求職受理や面接会を実施している。

求人・求職受理の原則

(職業安定法第5条の6及び同法第5条の7)

職業紹介事業者は、求人の申込み及び求職の申込みは全て受理しなければならない。
ただし、その内容が法令に違反する求職の申し込みは受理しないことができる。

あわせて、以下のいずれかに該当する求人は、受理しないことができる。

- ①内容が法令に違反する求人
- ②労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当な求人
- ③一定の労働関係法令違反の求人者による求人
- ④求人者が労働条件を明示しない求人
- ⑤暴力団員など(※)による求人

(※)暴力団員、法人で役員の中に暴力団員がいる者、暴力団員がその事業活動を支配する者

→ 参考：業務運営規程に追加した事例（令和2年3月30日法改正関係）

あわせて…

- ・職業紹介事業者は、求人不受理の要件に該当するかどうかについて、求人者に対して自己申告を求めることができる。
- ・求人者が自己申告を行わなかった場合にも、求人を受理しないことができる。

自己申告書

年 月 日

私どもは、この求人申込みの時点において、職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当いたしません。

事業所名

事業所所在地

代表者名

△この自己申告書についての説明事項△

- (1) 以下のチェックシートの項目に1つでも該当する場合には、職業安定法に規定する求人不受理に該当します。
- (2) この自己申告書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに修正の上提出してください。
- (3) 申告内容が事実と異なる場合は、職業安定法第48条の3第2項及び第3項の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県労働局による勧告及び公表の対象となります。

チェックシート

以下に該当する場合は、チェック欄にし点（「✓」）を記入してください。なお、以下のうち1つでも該当する場合は、求人不受理の対象となります。

※ 項目4については、求人不受理の対象ではありませんが、該当する事業所には職業紹介を行なうことができません。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項（※1、2）違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 送検後1年が経過していない。
- c 是正してから6カ月が経過していない。

(4) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、労働基準監督署による是正勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

(※1) 対象となる労働基準法の規定

内容	規定
男女同一賃金	第4条
強制労働の禁止	第5条
労働条件の明示	第15条第1項及び第3項
賃金	第24条、第37条第1項及び第4項
労働時間	第32条、第36条第6項(第2号及び第3号に係る部分に限る)、第141条第3項
休憩、休日、有給休暇	第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項
年少者の保護	第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条
妊娠婦の保護	第64条の2(61名に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項

※ 労働基準法第44条(第4項を除く)により適用する場合を含む。

(※2) 対象となる最低賃金法の規定

内容	規定
最低賃金	第4条第1項

2. 職業安定法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

(1) 対象条項(※3、4、5、6)違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表(注1)され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

(注1) 職業安定法第48条の3第3項、労働施策総合推進法第33条第2項、男女雇用機会均等法第30条又は育児・介護休業法第56条の2の規定による公表。

(2) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、

- (i) 索取調整委員会による助言や指導、勧告を受けており、その後、
- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

(※3) 対象となる職業安定法の規定

内容	規定
労働条件等の明示	第5条の3第1項、第2項及び第3項
求人等に係る情報の正確な表示	第5条の4第1項及び第2項
求職者等の個人情報の取扱い	第5条の5
求人の申込み時の報告	第5条の6第3項
委託募集	第36条
労働者募集に係る特別登録・登録の禁止	第39条、第40条
労働争議への不介入	第42条の2において読み替えて準用する法第20条
秘密を守る義務	第51条

(※4) 対象となる労働施策総合推進法(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律)の規定

内容	規定
パワーハラスメント防止に関する雇用管理上の措置	第30条の2第1項
パワーハラスメント等を理由とする不利益取扱いの禁止	第30条の2第2項(第30条の5第2項、第30条の6第2項において準用する場合を含む。)

(※5) 対象となる男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)の規定

内容	規定
性別を理由とする差別の禁止	第5条、第6条、第7条
セクシュアルハラスメントの防止に関する雇用管理上の措置	第9条第1項、第2項及び第3項、第11条第2項(第11条の3第2項、第17条第2項、第18条第2項において準用する場合を含む。)
妊娠中の出産後の健康管理措置	第11条第1項、第11条の3第1項
妊娠者派遣法第47条の2の規定により適用する場合を含む。	第12条、第13条第1項

(※6) 対象となる育児介護休業法(育児休業、介護休業等の申請があった場合の義務、不利益取扱いの禁止)

内容	規定
育児休業、介護休業等の申請があった場合の義務、不利益取扱いの禁止	第16条第1項、第16条の3第1項、第10条、第12条第1項、第16条(第16条の4、第16条の7において準用する場合を含む)、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第21条第4項、第23条の2、第25条第1項・第2項(第52条の4第2項、第52条の5第2項において準用する場合を含む。)
所定外労働等の申請	第16条の8第1項(第16条の9第1項において準用する場合を含む)、第17条第1項(第18条第1項において準用する場合を含む)、第19条第1項(第20条第1項において準用する場合を含む)、第23条第1項から第3項まで、第26条
※ 労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。	※ 労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。

3. その他の不受理事由

- a 賽力団員(注2)に該当する。
- b 法人の場合、役員の中に暴力団員がいる。
- c 署力団員が自身(又は法人)の事業活動を支配している。
- (注2) 署力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員をいう。

4. その他(求人不受理のためのチェック項目ではありませんが、ご確認ください。)

職業紹介事業者は、同監査業(ストライキ)又は作業所開鎖(ロックアウト)が行われている事業所に対して職業紹介を行なってはならないこととされていますので、該当する場合はチェックをお願いします。

- 事業所において、同監査業又は作業所開鎖が行われている。

有料職業紹介事業の取扱職業の範囲

(職業安定法第32条の11)

有料職業紹介事業者は、下記の業務に就く職業を取り扱ってはならない。

(1) 港湾運送業務に就く職業

港湾労働法第2条第2号に規定する港湾運送の業務、又は同条第1号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務とて厚生労働省令で定める業務

(2) 建設業務に就く職業

土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務

求人・求職受理時のその他の留意点

(職業安定法第3条、平成11年労働省告示第141号、職業紹介事業の業務運営要領)

● 差別的な取扱いの禁止

職業紹介事業者は、全ての利用者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いをしてはならない。

● 募集に関する男女の均等な機会の確保

男女雇用機会均等法第5条の規定に違反する内容の求人申込みを受理して当該求人に対して職業紹介を行うことは、均等待遇について定めた職業安定法第3条の趣旨に反するものであること。

● 年齢制限の禁止

- 労働者の募集及び採用について年齢制限は禁止。ただし、合理的な理由がある場合例外的に年齢制限が認められる。
(労働施策総合推進法第9条、同法施行規則第1条の3第1項)
- 年齢制限を行う求人の申込みがあった場合は、当該求人の申込みの内容が労働施策総合推進法及び高齢法に違反するものでないか確認をすること。
- 求人の申込みの内容が労働施策総合推進法若しくは高齢法に違反するものであることが疑われる場合又は違反するものであると認められる場合には、受理を行わず、当該事業主に対して、法の趣旨等を説明し、当該求人の申込みの内容を是正するよう働きかけを行うこと。

取扱職種の範囲等の明示について (職業安定法第32条の13同法施行規則第24条の5)

職業紹介事業者は、求人者及び求職者に対して、原則として求人の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに次の事項について書面の交付の方法※により明示しなければならない。

(※ 書面の交付を受けるべき者が希望した場合は、FAX、メール等での明示も可。)

- (1) 取扱職種の範囲等
- (2) 手数料に関する事項※
- (3) 苦情の処理に関する事項
- (4) 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項
- (5) 返戻金制度に関する事項※

※(2)(5)は有料職業紹介事業者のみ。

よくある指摘事項

～「取扱職種の範囲等の明示」編～

- 取扱職種の範囲等の明示を書面等で行っていない。
- 取扱職種の範囲について、労働局へ届け出ている内容ではなく、得意としている職種や地域について記載している。
- 手数料に関する事項について、労働局へ届け出ている手数料表の内容を明示していない。
- 求人者に対して求職者から徴収する手数料について明示しておらず、求職者に対して求人者から徴収する手数料について明示していない。
- 求職者に対して求人者情報の取扱いに関する事項を明示していない。
- 返戻金制度に関する事項を明示していない。
- 返戻金制度の有無のみを明示している、又は「詳細は個別契約書に定める」等と記載しており返戻金の詳細を明示していない。

例

求人者のみなさまへ

(事業所名) ●●●●●

▶ 取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当事業所の取扱業務範囲は、△△、△△の職業です。
取扱地域は、○○○ です。

▶ 手数料に関する事項

- ・求職受付の際、求職者からは一切申し受けません。
- ・求人受付の際、求人者から事務費用として、1件につき最大○○○円申し受けます。
- ・就職が決定しましたら、求人者から紹介手数料として、当該求職者の年間賃金の◆◆%を限度とする額を申し受けます。

▶ 求人者情報の取扱に関する事項

求人者情報の取扱い者は、職業紹介責任者の□□□□です。
求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限ります。

▶ 個人情報の取扱に関する事項

個人情報の取扱い者は、職業紹介責任者の□□□□です。
取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

▶ 苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の□□□□です。
苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

▶ 収戻金制度に関する事項

返戻金制度 有 無

	就職後	3月以内	6月以内	1年以内
徴収金額の	●%	●%	●%	

なお、労働者の賃金については、労働基準法第24条により、労働者に直接お支払いください。

その他、本所の業務についてのご不明な点は、係員にお尋ねください。

例

求職者のみなさまへ

(事業所名) ●●●●●

▶ 取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当事業所の取扱業務範囲は、△△、△△の職業です。
取扱地域は、○○○ です。

▶ 手数料に関する事項

- ・求職受付の際、求職者からは一切申し受けません。
- ・求人受付の際、求人者から事務費用として、1件につき最大○○○円申し受けます。
- ・就職が決定しましたら、求人者から紹介手数料として、当該求職者の年間賃金の◆◆%を限度とする額を申し受けます。

▶ 求職者情報の取扱に関する事項

求職者情報の取扱い者は、職業紹介責任者の□□□□です。
求職者の情報は、職業紹介事業に係るものに限ります。

▶ 個人情報の取扱に関する事項

個人情報の取扱い者は、職業紹介責任者の□□□□です。
(例) 収集した個人情報は、職業紹介で応募を希望する求人企業に応募情報を提供する際に使用します。
取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

▶ 苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の□□□□です。
苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

▶ 収戻金制度に関する事項

返戻金制度 有 無

	就職後	3月以内	6月以内	1年以内
徴収金額の	●%	●%	●%	

その他、本所の業務についてのご不明な点は、係員にお尋ねください。

【令和4年10月1日施行】
個人情報の取扱に関する新
ルール
↓

求職者の個人情報を収集する際には、一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を、ウェブサイトに掲載するなど(書面の交付・掲示)して、明らかにしなくてはなりません。

《作成時の留意点》

様式例第1号

業務の運営に関する規程

事業所名 _____

「国内の全業種において」または、
地域、種別を指定する場合はその地域及び種別

第1 求人

- 1 本所は、(取扱職種の範囲等)に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合、一定の労働関係法令(労働基準法及び職業安定法等)違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

上記を採用している事業主は
紹介が可能です。

届出料を採用している場合は、
「受付手数料」は徴収不可のため
「受付手数料」を徴収する場合のみ
手数料名義を記入して手数料が徴収できます。

第2 求職

- 1 本所は、(取扱職種の範囲等)に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時の労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。
- 4 (取扱職種の範囲等が、芸能家、家政婦(夫)、配せん人、調理士、モデル又はマネキンの場合)求職受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

取扱職種の範囲等が、芸能家、家政婦(夫)、
配せん人、調理士、モデル又はマネキンの場合のみ、
このような記載をして手数料が徴収できます。

第3 紹介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に適切に就くことができるよう極力お世話をします。
- 2 求人の方には、その御希望に適切する求職者を極力お世話をします。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の

交付、ファクシミリの利用電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

- 4 紹介の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。また、本所の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職(解雇された場合を除く。)したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新ないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は、_____です。
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上とおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

「代表者」は、個人事業主の場合に
記載してください。

令和 年 月 日

代表者

※こちらの様式例は、職業紹介所としての事業運営に関する規程です。
求人者・求職者の方へ自社の取り扱い内容を提示するものですので
内容をよく確認して作成してください。

帳簿の備付け

(職業安定法第32条の15、同法施行規則第24条の7、職業紹介事業の業務運営要領)

(1) 職業紹介事業者は、職業紹介事業を行う事業所ごとに求人求職管理簿及び手数料管理簿※を備え付けなければならない。

※手数料管理簿は有料職業紹介事業者のみ。

(2) 保存期間は求人求職管理簿は有効期間終了後から2年間、手数料管理簿は手数料の徴収完了後2年間。

記載が必要な項目 ～求人求職管理簿・手数料管理簿～

求人管理簿

- (1) 求人者の氏名又は名称
- (2) 求人者の所在地
- (3) 求人に係る連絡先
(担当者氏名及び電話番号等)
- (4) 求人受付年月日
- (5) 求人の有効期間
- (6) 求人数
- (7) 求人に係る職種
- (8) 求人に係る就業場所
- (9) 求人に係る雇用期間
- (10) 求人に係る賃金
- (11) 職業紹介の取扱状況

求職管理簿

- (1) 求職者の氏名
- (2) 求職者の住所
- (3) 求職者の生年月日
- (4) 求職者の希望職種
- (5) 求職受付年月日
- (6) 求職の有効期間
- (7) 職業紹介の取扱状況

手数料管理簿

- (1) 手数料を支払う者の氏名又は名称
- (2) 徴収年月日
- (3) 手数料の種類
- (4) 手数料の額
- (5) 手数料の算出根拠
(手数料の算出根拠となった賃金、割合)

職業紹介の取扱状況の詳細

- ①職業紹介を行った時期、②求職者の氏名(求人管理簿)、③求人者の氏名又は名称(求職管理簿)、④採用・不採用の顛末、
⑤採用された場合の採用年月日、⑥無期雇用就職者である場合はその旨、⑦転職勧奨が禁止される期間、⑧無期雇用就職者の離職状況

よくある指摘事項 ～「帳簿の備付け」編～

【求人管理簿】

- 求人者の氏名又は名称が完全に記載されていない。
- 求人者の所在地が正確に記載されていない。
- 求人に係る連絡先について担当者の氏名がフルネームで記載されていない。
- 紹介を行った時期や採用となった日の記載が誤っている。
- 転職勧奨禁止期間が誤っている。
- 無期雇用就職者の離職状況を記載していない。
- 有効期間の記載に問題がある。

【手数料管理簿】

- 手数料の額が誤っている。
- 手数料の算出根拠(手数料の算出根拠となった賃金、割合等)の記載がない、記載に誤りがある。

◆求人管理簿 記載要領

① 求人者の氏名又は名称	求人者が個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載。 求人者が複数の事業所を有するときは求人の申込み及び採用選考の主体となっている事業所の名称を記載。
② 求人者の所在地	求人者の所在地を記載。
③ 求人に係る連絡先	求人者において、求人及び採用選考に関し、必要な連絡を行う際の担当者の氏名及び連絡先電話番号等を記載。
④ 求人受付年月日	求人を受け付けた年月日を記載。なお、同一の求人者から複数の求人を同一の日に受け付ける場合で受付が同時ではない場合は、その旨を記載。
⑤ 求人の有効期間	求人の取扱いについて、有効期間がある場合は当該有効期間を記載し、有効期間が終了した都度その旨記載。なお、有効期間については事前に求人者に説明すること。
⑥ 求人数	当該求人の募集する労働者の人数を記載。
⑦ 求人に係る職種	当該求人により雇い入れられた労働者が従事する業務の職種を記載。
⑧ 求人に係る就業場所	当該求人により雇い入れられた労働者が業務に従事する場所を記載。
⑨ 求人に係る雇用期間	当該求人により雇い入れられた労働者の雇用期間を記載。
⑩ 求人に係る賃金	当該求人により雇い入れられた労働者の賃金を記載。また、求人管理簿上に記載された賃金が、求人によって支払単位が異なるときには、時給、日給、月給等が判別できるように記載。 なお、雇用する労働者の能力等によって、賃金額が異なる場合については、下限額及び上限額を記載することでも差し支えない。賃金額が都道府県ごとに設定されている最低賃金額を満たしているか留意すること。
⑪ 職業紹介の取扱状況	当該求人に求職者をあっせんした場合、職業紹介を行った時期、求職者の氏名、採用・不採用の顛末等を記載し、採用された場合は採用年月日も記載。また、無期雇用就職であった場合はその旨も記載。さらに無期雇用就職者については、転職勧奨禁止期間（採用年月日から2年間）及び離職状況（以下(a)(b)のいずれか）について記載。 (a)就職から6か月以内に離職(解雇を除く)したか否か・確認日・調査方法等 (b)就職から6か月以内に離職(解雇を除く)により返戻金制度に基づき返金が行われたか否か

【法定管理簿の保存期間】 ●求人求職管理簿 … 求人又は求職の有効期間の終了後、2年間

【求人管理簿】

記載例① 求人管理簿 (長期常用型)

求人受理 整理番号 No.	①求人事業所 名称	④ 受付 年月日	⑤ 有効 期間	⑥ 求人 数	⑦ 職種	⑧ 就業場所	⑨ 雇用 期間	⑩ 賃金	⑪求職者を斡旋した場合				備考	
	②所在地								採用年月日 転職歎禁期間 期間の定めの有無 6か月以内の 離職の有無					
	③連絡担当者 連絡先TEL								紹介 年月日	求職者 氏名	採用・ 不採用	採用年月日 転職歎禁期間 期間の定めの有無 6か月以内の 離職の有無		
2024515	(株)福島労働 システムズ 福島市花園町5-4 6花園ビル3F 総務課 佐藤 024-529-XXXX	R6.6.1	R6.6.1～ R6.8.31	2人	CADオペ レーター	福島市花 園町5-4 6花園 ビル3F	期間の 定め なし	時給 ・ 日給 ・ 月給 (250,000円 ～ 300,000円)	R6.6.15	福島花子	採用 ・ 不採用	R6.7.1 R8.6.30 無 R7.3.31退職 TEL確認 R	充足による 求人取消 R6.6.25	
		R	R ～ R	人				時給・日給 月給 (円～円)	R		採用 ・ 不採用	(a)調査により確認 ・6か月以内に離職したか □離職 □離職せず □不明 ・調査日 ●年●月●日 ・調査方法 (TEL・書面・メール等)		
												(b)返戻金制度に基づく返金で確認 ・6か月以内の離職による返金 □あり □なし		

【求人管理簿】

記載例② 求人管理簿 (短期日雇型)

①求人事業所名称 (株)スーパー需要 勿来店 代表者氏名 加藤 太郎			②所在地 いわき市東田町1-2-3			③連絡担当者 加藤 健二郎 TEL:0246-XXX-XXXX			⑪求職者を斡旋した場合				備考
④ 受付年月日	⑤ 有効期間	⑥ 求人数	⑦ 職種	⑧ 就業場所	⑨ 雇用期間	⑩ 賃金	紹介年月日	求職者氏名	採用/不採用	採用年月日			
R6.4.25	R6.4.25～ R6.5.17	1人	マネキン	いわき市東田町1-2-3	R6.5.18 ～R6.5.20	時給 日給・月給 (950円～1,050円)	R6.5.15	平 知子	採用	R6.5.18	R	充足による 求人取消 R6.5.17	
							R				R		
							R				R		
							R				R		
							R				R		
							R				R		
R	R ～ R	人			R ～ R	時給・日給・月給 (円～円)	R				R		
							R				R		
							R				R		
							R				R		
							R				R		

◆求職管理簿 記載要領

① 求職者の氏名	求職者の氏名を記載。
② 求職者の住所	求職者の住所を記載。
③ 求職者の生年月日	求職者の生年月日を記載。
④ 求職者の希望職種	求職者の希望する職種を記載。求職者の希望職種によっては、受付手料を徴収することも可能であるため、確認必要。
⑤ 求職受付年月日	求職を受け付けた年月日を記載。
⑥ 求職の有効期間	求職の取扱いで有効期間がある場合は、当該有効期間を記載し、有効期間が終了した都度、その旨記載する。なお、有効期間については、事前に求職者に説明しておくこと。
⑦ 職業紹介の取扱状況	当該求職者に求人をあっせんした場合は、職業紹介を行った日、求人者の氏名又は名称（当該求人者からの求人が複数ある場合は、求人が特定できるようにする。）、採用・不採用の顛末を記載し、採用された場合は採用年月日も記載。また、無期雇用就職であった場合はその旨も記載。さらに無期雇用就職者については、転職勧奨禁止期間（採用年月日から2年間）及び離職状況（以下(a)(b)のいずれか）について記載。 (a)就職から6か月以内に離職(解雇を除く)したか否か・確認日・調査方法等 (b)就職から6か月以内に離職(解雇を除く)により返戻金制度に基づき返金が行われたか否

【法定管理簿の保存期間】 ●求人求職管理簿 … 求人又は求職の有効期間の終了後、2年間

記載例① 求職管理簿 長期常用型

【求職管理簿】

求職番号	④求職希望職	⑤受付年月日	⑥有効期間	⑦職業紹介状況					備考
				紹介年月日	求人受理整理番号	求人事業所名称	採用・不採用	採用年月日 転職歎喫禁止期間 期間の定めの有無 6か月以内の離職の有無	
①求職者氏名 ②住所 ③生年月日									
2001 福島 花子 福島市花園町1-1-1 S57.9.26	CADオペレーター	R6.6.5	R6.6.5～ R6.8.31	R6.6.15	2023522	株式会社 福島労働 システムズ	採用 不採用	R6.7.1 R8.6.30 無 R7.3.31退職 TEL確認	R6.6.21面接 R6.6.25採用の 連絡有り 就職による 求職取消 R6.6.25
		R	R ～ R	R			採用 不採用		無期雇用就職者に該当する場合には以下の (a)または(b)のいずれかを記載する (a)調査により確認 ・6か月以内に離職したか □離職 □離職せず □不明 ・調査日 ●年●月●日 ・調査方法 (TEL・書面・メール等) (b)返戻金制度に基づく返金で確認 ・6か月以内の離職による返金 □あり □なし

記載例② 求職管理簿 短期日雇型

【求職管理簿】

①氏名	平 知子	②住所	いわき市平字堂根町4-11	【求職者情報】				
③生年月日	S56.2.14	④希望職種	マネキン	マネキン(食品売場)としての勤務経験20年				
⑤受付年月日		⑥有効期間		⑦職業紹介取扱状況				備考
R6.5.7	～R6.7.31	R6.5.15	(株)スーパー需要	採用 不採用	R6.5.18			就職による求職取消 R6.5.17
R	～R	R		採用・不採用	R			
R	～R	R		採用・不採用	R			

◆手数料管理簿 記載要領

① 手数料を支払う者の氏名又は名称	求人者、関係雇用主または求職者のうち、手数料の支払いを行う者について、個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載。 なお、求人者又は関係雇用主が複数の事業所を有する時は、求人申込み等の主体となっている事業所の名称を記載。
② 徴収年月日	手数料の支払いが行われた年月日を記載。
③ 手数料の種類	求人受付手数料、求職受付手数料、求人受付事務費用、紹介手数料等の種類を記載。
④ 手数料の額	徴収した手数料の額及び第二種特別加入保険料を徴収している場合はその額を記載。第二種特別加入保険料を徴収した場合、手数料管理簿の記載例の※欄には、徴収した届出制手数料の総額から保険料に充てるべき手数料額を除いた額を記載。消費税を徴収している場合は、税込みで記載。
⑤ 手数料の算出根拠	手数料の算出根拠となった賃金、割合等をわかるように記載。

【法定管理簿の保存期間】 ●手数料管理簿 … 手数料の徴収完了後、2年間

記載例 手数料管理簿

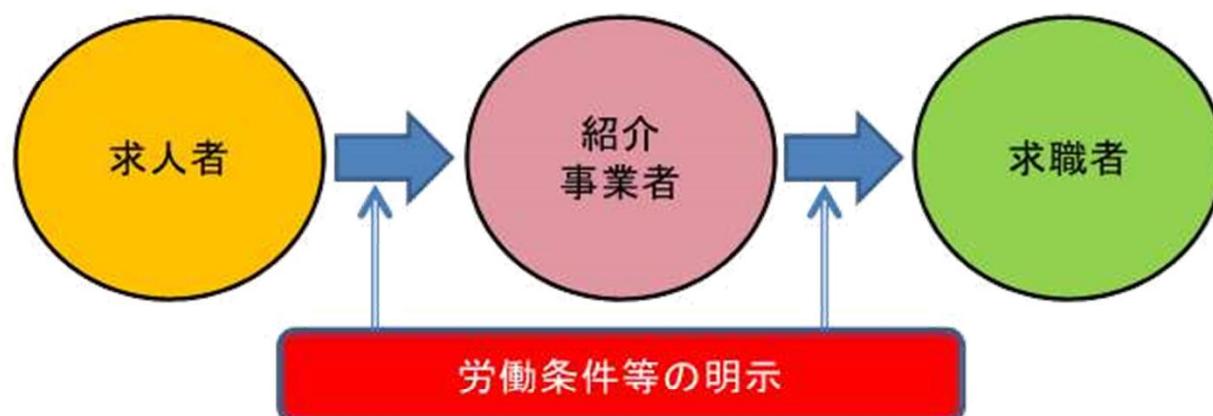
【手数料管理簿】

① 支払者 または 事業所名称	② 徴収年月日	③ 手数料の種類	④手数料		⑤手数料の算出根拠		備考
			手数料額 (※)	第二種 特別加入保険料 に係る手数料	賃金等	手数料割合等	
平 知子	R6.5.18	・求人受付 ・求職受付 ・求人受付事務費用 ・紹介手数料	710	0			現金
(株)スーパー需要 勿来店	R6.5.23	・求人受付 ・求職受付 ・求人受付事務費用 ・紹介手数料	1,800	0	12,000	15 %	振込
	R	・求人受付 ・求職受付 ・求人受付事務費用 ・紹介手数料					
	R	・求人受付 ・求職受付 ・求人受付事務費用 ・紹介手数料					

労働条件等の明示について (職業安定法5条の3同法施行規則第4条の2)

- (1) 求人者は職業紹介事業者に対して
- (2) 職業紹介事業者は求職者に対して
- (3) 法で定める内容が網羅された労働条件等を
- (4) 書面の交付の方法※により明示しなければならない。

(※ 書面の交付を受けるべき者が希望した場合は、FAX、メール等での明示も可。)



労働条件等の明示が必要な内容

(職業安定法5条の3、同法施行規則第4条の2、平成11年労働省告示第141号、職業紹介事業の業務運営要領)

- | | |
|---------------------------------|--|
| (1) 従事すべき業務の内容 | (9) 賃金(臨時に支払われる賃金、賞与及び労働基準法施行規則第8条各号に掲げる賃金を除く。)
<small>注2</small> |
| (2) 労働契約の期間 | (10) 健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険の適用に関する事項 |
| (3) 試用期間 | (11) 労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称 |
| (4) 就業の場所 | (12) 労働者を派遣労働者として雇用しようとする旨 |
| (5) 始業及び終業の時刻 <small>注1</small> | (13) 就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項 |
| (6) 所定労働時間を超える労働の有無 | |
| (7) 休憩時間 | |
| (8) 休日 | |

注1 裁量労働制を採用している場合は、①裁量労働制求人であること、②適用される制度、③何時間分働いたものとみなすか
高度プロフェッショナル制度求人については、①労働基準法第41条の2第1項の同意をした場合に、同項の規定による労働者として業務に従事することとなる旨、②高度プロフェッショナル制度が適用されない場合の就業時間等

注2 賃金形態(月給、日給、時給等の区分)、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給に関する事項等
賃金に固定残業代を採用している場合は、①固定残業代の計算方法、②固定残業代を除く基本給の額、③固定残業時間を超える時間残業をした場合は、割増賃金を追加で支払う旨

労働条件等の明示が必要な内容

(職業安定法5条の3同法施行規則第4条の2)

令和6年4月以降、明示すべき内容に以下の項目が追加されました。

(1)従事すべき業務の変更の範囲※

(2)就業場所の変更の範囲※

(3)有期労働契約を更新する場合の基準(通算契約期間または更新回数の上限を含む)

※「変更の範囲」とは雇い入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

労働条件等の明示が必要な内容 (職業安定法5条の3同法施行規則第4条の2)

明示の例

(1)・(2)「変更の範囲」

業務内容	例1	(雇い入れ直後)法人営業 (変更の範囲) 製造業務を除く業務全般
	例2	(雇い入れ直後)経理 (変更の範囲) 法務の業務

就業場所	例1	(雇い入れ直後)大阪支社 (変更の範囲) 本社及び全国の支社、営業所
	例2	(雇い入れ直後)梅田店 (変更の範囲) 大阪府内の店舗

在籍出向を命じことがある場合で、出向先での就業場所や業務が出向元の会社の変更の範囲を超える場合には、その旨を明示するようにしてください。

労働条件等の明示が必要な内容

(職業安定法5条の3同法施行規則第4条の2)

(3)「有期契約を更新する場合の基準」

		期間の定めあり(令和6年4月1日～9月30日)
契約期間	例1	契約更新 有 (契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断)※ 上限 通算3年まで
	例2	契約更新 有 (契約満了の1か月前までに双方から申し出がなければ自動的に更新する) 契約更新の回数は3回を上限とする。

※「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」のような抽象的なものではなく、「勤務成績、態度により判断」や「会社の経営状況により判断」など、具体的に記載いただくことが望ましいです。

労働条件等の明示～その他の留意点～

（平成11年労働省告示第141号、職業紹介事業の業務運営要領）

- 労働条件等の明示は、原則として求職者と最初に接触する時点※までに明示すること。
※「最初に接触する時点」とは、面接、メール、電話などにより、職業紹介事業者と求職者との間で意思疎通（面接の日程調整に関する連絡等を除く。）が発生する時点をいう。
- 内容の一部をやむを得ず別途明示することとするときは、その旨を併せて明示すること。
- 求職者等に具体的に理解されるものとなるよう、従事すべき業務等の内容等の水準、範囲等を可能な限り限定すること。
- 明示内容が労働契約締結時の内容と異なることとなる可能性がある場合は、その旨を併せて明示するとともに、既に明示した内容と異なることとなった場合には、当該明示を受けた求職者等に速やかに知らせること。

よくある指摘事項 ～「労働条件等の明示」編～

- 書面の交付により明示を行っていない。
- 就業場所の名称のみが記載されており、雇用しようとする者の氏名又は名称が記載していない。
- 労働契約の期間について、「正社員」と記載しているのみで、無期雇用である旨を記載していない。
- 試用期間に関する事項について明示していない。
- 固定残業代を採用しているが、明示が必要な内容を網羅していない。
- 受動喫煙防止に関する措置が記載されていない。

【記載例】※R6.4.1 安定法改正による明示事項①②③追加

※明示の流れ： 求人者（事業所） ⇒ 職業紹介事業者 ⇒ 求職者

書面の交付

求人票（労働条件等の明示）

職業安定法第5条の3により、この書面にて労働条件等を明示します。

受付年月日： 令和〇年〇月〇日

求人者（事業所）の 氏名又は名称	株式会社〇〇製作所	①従事すべき業務の変更の範囲 雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲を記載します。※変更がない場合も「変更なし」等の記載が必要です。
業務内容	(雇入れ直後)精密機械部品製造 (変更の範囲)製品検査、梱包・発送作業	②有期労働契約を 更新する場合の基準 ※「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」というような抽象的なものではなく、「勤務成績・態度により判断する」「会社の経営状況により判断する」など、具体的に記載することが望ましいとされています。
契約期間	<input type="checkbox"/> 無期雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 有期雇用〔令和〇年4月1日～令和〇年6月30日〕 ・契約更新 有 (契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断) ・通算契約期間の上限 4年	※「自動的に更新」とした場合は、併せて「更新回数の上限●回」など具体的に記載します。
試用期間	<input type="checkbox"/> 有：期間(か月) <input type="checkbox"/> 無	③受動喫煙防止 措置の状況 屋内原則禁煙 (喫煙専用室の設置：あり) ※就業場所の一部で喫煙が認められる場合は、実際に喫煙が可能な区域での業務の有無について、可能な限り、付加的に明示します。
就業場所	(雇入れ直後)事業所名：株式会社〇〇製作所 郡山工場 所在地：福島県郡山市〇〇町〇〇1-2 (変更の範囲)事業所名：株式会社〇〇製作所 福島工場 所在地：福島県福島市〇〇345-6	④就業場所の変更の範囲 雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲を記載します。※変更がない場合も「変更なし」等の記載が必要です。
就業時間	始業(8時 30分)～終業(17時 30分)	
休憩時間	12時 00分～13時 00分 (60分)	
休日	土日祝 (年末年始を含む)	

項目	内容	
時間外労働	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (月平均 20時間) <input type="checkbox"/> 無	※裁量労働制が適用される場合、以下のような記載が必要です。 「企画業務型裁量労働制により、〇時間働いたものとみなされます」
賃金	月給・日給・時間給 基本給：23万円 技能手当(〇〇資格取得者)：1万円 通勤手当：実費支給(月額上限3万円) 昇給：なし	※固定残業代制を採用する場合は、以下のような記載が必要です。 ①基本給×x円 (②の手当を除く額) ②〇〇手当 (時間外労働の有無に関わらず、〇時間分の時間外手当として△△円を支給) ③〇時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	<input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険	
雇用形態	正社員 パート アルバイト <input checked="" type="checkbox"/> 派遣労働者	※派遣労働者として雇用しようとする場合はその旨を明示します。
受動喫煙防止 措置の状況	屋内原則禁煙 (喫煙専用室の設置：あり)	※就業場所の一部で喫煙が認められる場合は、実際に喫煙が可能な区域での業務の有無について、可能な限り、付加的に明示します。
(特記事項)		

(注) 試用期間と本採用が一つの労働契約であっても、試用期間中と本採用後で労働条件が異なる場合、それぞれの労働条件を明示しなければなりません。
また、有期労働契約が試用期間としての性質を持つ場合には、試用期間となる有期労働契約期間中の労働条件を明示しなければなりません。

職業紹介事業実績等に係る情報提供 (職業安定法第32条の16第3項同法施行規則第24条の8)

職業紹介事業者は、求職者・求人者の適切な職業紹介事業者の選択に資するよう、次の事項について、厚生労働省が運営する「人材サービス総合サイト」へ掲載することにより情報提供を行わなければならない。

【情報提供する項目】

- (1) 就職者の数 及び 就職者のうち無期雇用就職者の数
- (2) 無期雇用就職者のうち就職後6箇月以内に離職した者(解雇された者を除く)の数及び離職したかどうか判明しなかった者の数
- (3) 手数料に関する事項(手数料表の内容)※有料職業紹介事業者のみ
- (4) 返戻金制度に関する事項※有料職業紹介事業者のみ
その他、職業紹介事業者を選択する際に参考となる情報を任意で提供

人材サービス総合サイトの画面イメージ

職業紹介事業の運営 「法第32条の16第3項に関する事項（情報提供）」

許可届出受理番号	07 - ニー99999x
許可届出受理年月日	平成29年5月1日
事業主名称	福島スタッフ株式会社
事業所名称	福島スタッフ株式会社 福島オフィス
事業所所在地	福島市花園町5番46号
：	
参考情報（得意職種等）	無
手数料	有
返戻金制度	有
備考	

手数料に関する事項の内容が分かるホームページのURLを掲載するか、PDFをアップロードする必要があります。
PDFは申請時に提出した手数料表をPDFにしたものでも構いません。

返戻金制度の有無を掲載してください。
返戻金制度を設けている場合は、内容が分かるホームページのURLを掲載するかPDFをアップロードする必要があります。

職業紹介事業詳細

情報登録年度	就職者			離職者数 (人)	離職が判明せず (人)
	4ヶ月以上有期及び無期 (人)	4ヶ月以上有期及び無期 (人) うち無期 (人)	4ヶ月未満有期 (人)		
平成31年度	9	8	1	1	0
令和02年度	10	10	2	1	0
令和03年度	13	12	4	0	0
令和04年度	12	10	3	1	0
令和05年度	15	8	0	1	0
令和06年度	18	7	2	3	0

人材サービス総合サイトへの掲載スケジュール

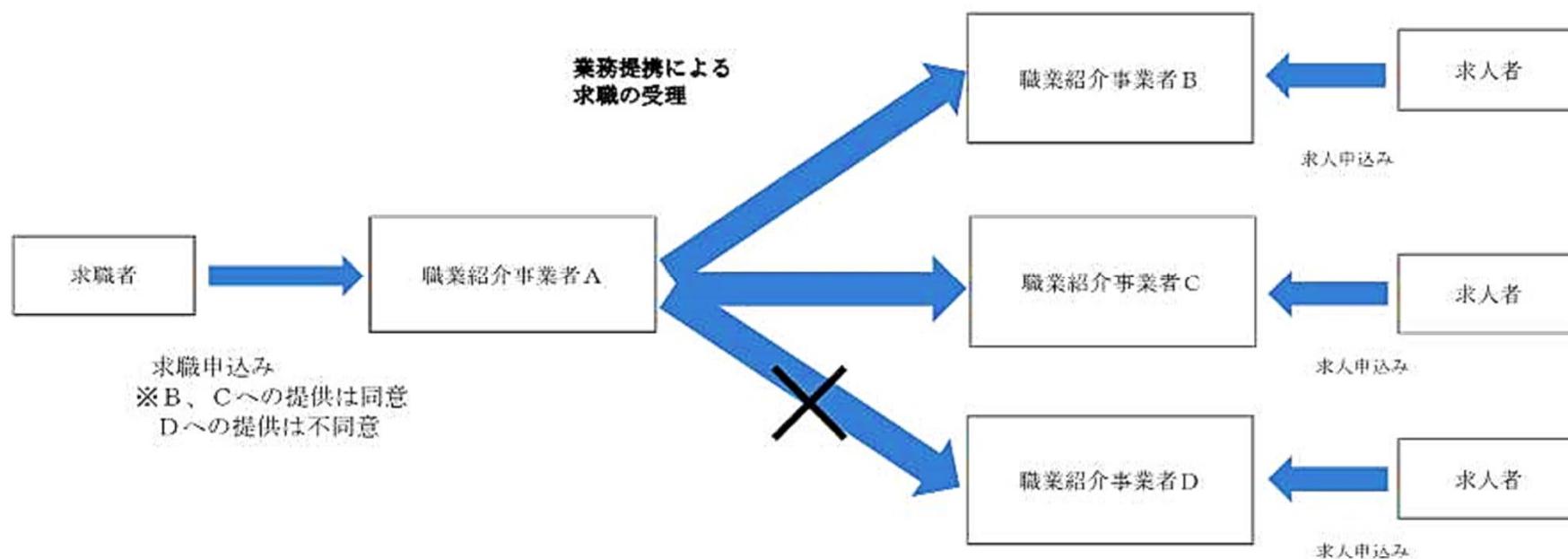
	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度	R 13 年度
H31年度の情報							
R2年度の情報							
R3年度の情報							
R4年度の情報							
R5年度の情報							
R 6 年度の就職者数		掲載開始：令和 7 年 4 月 掲載終了：令和 12 年 9 月					
R 6 年度の離職者数(※)		掲載開始：令和 7 年 10 月～12 月 掲載終了：令和 12 年 9 月					
R 7 年度の就職者数		掲載開始：令和 8 年 4 月 掲載終了：令和 13 年 9 月					
R 7 年度の離職者数		掲載開始：令和 8 年 10 月～12 月 掲載終了：令和 13 年 9 月					
R 8 年度の就職者数		掲載開始：令和 9 年 4 月 掲載終了：令和 14 年 9 月					
R 8 年度の離職者数		掲載開始：令和 9 年 10 月～12 月 掲載終了：令和 14 年 9 月					
(※) 離職者数の情報 ・無期雇用就職者のうち、 就職後 6 か月以内に離職 した者の数をいいます。 ・離職者数の情報とあわせて、 離職したかどうか不明である者の数 も情報提供する必要があります。							

よくある指摘事項
～「職業紹介事業実績等に係る情報提供」編～

- 必要な項目に関する情報を提供していない。
- 離職状況に係る調査を実施していない。
- 掲載されている手数料が届出と異なる。
- 返戻金制度の有無のみを明示している、又は「詳細は個別契約書に定める」等と記載しており返戻金の詳細を明示していない。

職業紹介事業者間の業務提携 (職業紹介事業の業務運営要領)

自らが受理した求人や求職を、他の職業紹介事業者等(あらかじめ特定された事業者に限る。)に提供し、当該他の職業紹介事業者等があっせんを行うこと。



職業紹介事業者間の業務提携 (職業紹介事業の業務運営要領)

- 業務提携を行う事業者は全て法の規定により許可を受ける等により適法に職業紹介事業を行う職業紹介事業者に限られる。
- 求人(求職)を他の職業紹介事業者に提供しようとする場合は、あらかじめ求人者(求職者)に下記の内容を明示し、求人(求職)の提供に關し同意を得ることが必要である。

【業務提携の内容として明示が必要な内容】

提携先の職業紹介事業者等に関する

- 事業所の名称及び所在地、許可番号等
- 職業安定法第32条の13同法施行規則第24条の5に規定する明示事項
(P15「取扱職種の範囲等の明示について」参照。)
- 職業安定法第32条の16同法施行規則第24条の8第3項に規定する次の事項
(P32「職業紹介事業実績等に係る情報提供」参照。)
 - ・就職者の数、就職者のうち無期雇用の者の数
 - ・無期雇用の就職者のうち就職後6箇月以内に離職した者の数
 - ・無期雇用の就職者のうち就職後6箇月以内に離職したか明らかでない者の数
- 必要に応じて職業紹介事業の実施地域、就職件数の多い職種、年齢、賃金及び雇用形態等

職業紹介事業者間の業務提携 (職業紹介事業の業務運営要領)

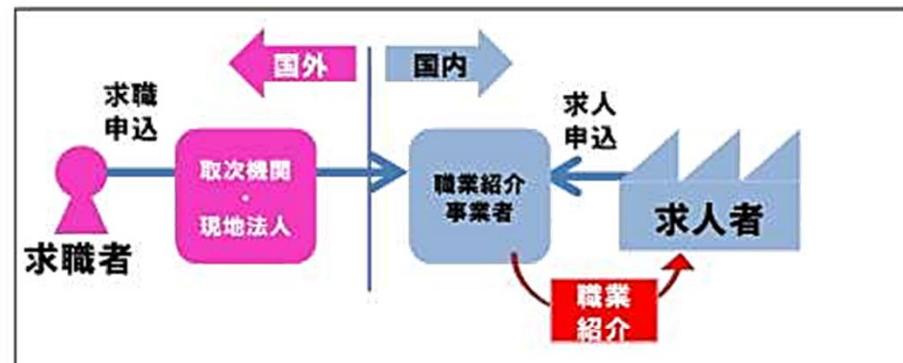
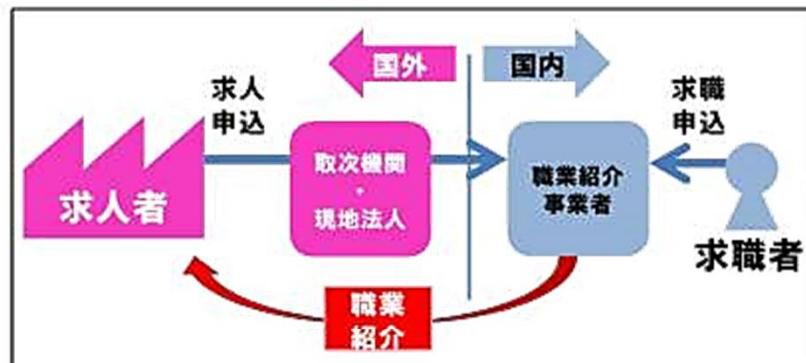
- 業務提携した職業紹介事業者等のうち、有料職業紹介事業における手数料を徴収するのは、あっせん行為を行った職業紹介事業者である。
- 徴収する手数料の額は、あっせんを行う職業紹介事業者の手数料の定めの範囲内となる。
- 徴収した手数料を事後的に有料職業紹介事業者間で配分することは差し支えない。
- 業務提携先から求人情報または求職者情報を提供された場合は、その時点で求人管理簿または求職管理簿を作成しなければならない。手数料管理簿はあっせん行為を行った職業紹介事業者が備え付ける。

国外にわたる職業紹介

(職業安定法第32条の12第1項、平成11年労働省告示第141号、職業紹介事業の業務運営要領)

「国外にわたる職業紹介」とは

- 国外に所在する求人者と国内に所在する求職者との間における雇用契約の成立をあっせん
 - 国外に所在する求職者と国内に所在する求人者との間における雇用契約の成立をあっせん
- ⇒職業紹介行為の一部が日本国内で行われる場合には法の規制が及ぶ。



国外にわたる職業紹介

（職業安定法第32条の12第1項、平成11年労働省告示第141号、職業紹介事業の業務運営要領）

- 国外にわたる職業紹介を行う場合は、必要な書類を添付した上で申請、届出をしなければならない。
- 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、入管法等の出入国に関する法律や相手国の法律を遵守して職業紹介を行わなければならない。
- 求職者に渡航費用その他の金銭を貸し付け、又は求人者がそれらの金銭を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行ってはならない。
- 次に該当する取次機関を利用してはならない。
 - 相手先国において活動を認められていない取次機関
 - 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付ける取次機関
- 職業紹介事業者は、職業紹介に関し、求職者が他者に保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理され、又は他者が求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していることを認識して、当該求職者に対して職業紹介を行ってはならない。

よくある指摘事項 ～「その他」編～

- 届け出ている手数料の範囲を超えて、手数料を徴収している。
(職業安定法第32条の3)
- 法人の代表者や役員、職業紹介責任者の氏名や住所に変更があったにもかかわらず、変更の届出を行っていない。
(職業安定法第32条の7)
- 取扱地域の範囲として届け出ていない国外等において職業紹介の一部(求職受理等)を実施している。
(職業安定法第32条の12)
- 業務提携先から求人情報または求職者情報の提供を受けたにも関わらず、求人求職管理簿に記載していない。
(職業安定法第32条の15)

苦情相談事例

- 労働条件の明示がされていない 又は 明示された労働条件に不備がある。
- 年齢、性別等を理由に応募ができなかった。
- 職業紹介事業者の個人情報の取扱いが不適切である。
- 釣り求人、おとり求人が掲載されている。

⇒苦情は、貴社の職業紹介事業の運営を再点検する好機にもなり得ます。
迅速かつ適切な処理をお願いいたします。

改正職業安定法について (職業安定法第5条の4同法施行規則第4条の3)

各事業者に対して、求人等に関する①～⑤の情報全ての的確な表示が義務付けられます。

- ①求人情報 ②求職者情報 ③求人企業に関する情報
- ④自社に関する情報 ⑤事業の実績に関する情報

・広告や連絡手段を通じて提供される求人情報、求職者情報が幅広く対象となります。

対象の広告・連絡手段

- 新聞・雑誌・その他の刊行物に掲載する広告
- 文書の掲出・頒布
- 書面
- 電子メール・メッセージアプリ・アプリ等
- ファックス
- ウェブサイト
- テレビやラジオ放送、YouTube等のオンデマンド放送

・求人情報の提供の段階でも、労働条件として明示すべき項目をできる限り含めた形で提供することが望ましいとされています。

- 業務運営規程について内容検討が必要

改正職業安定法について (職業安定法第5条の4同法施行規則第4条の3)

虚偽の表示の禁止

以下のような場合は虚偽の表示に該当する場合があります。

求人情報

- ・実際に募集を行う企業と別の企業の名前で求人を掲載する。
- ・「正社員」と謳いながら、実際には「アルバイト・パート」の求人であった。
- ・実際の賃金よりも高額な賃金の求人として掲載する。
- ・所謂おとり求人として、実際には紹介できない求人を掲載する。

事業の実績に関する情報

- ・実際の取扱い求人件数が1000件程度のところを、1万件程度あると表示する。
- ・全く根拠なく顧客満足度が高い旨を表示する。

● 業務運営規程について内容検討が必要

改正職業安定法について (職業安定法第5条の4同法施行規則第4条の3)

誤解を生じさせる表示をしないための注意点

虚偽の表示ではなくとも、一般的・客観的に誤解を生じさせるような表示は、「誤解を生じさせる表示」に該当します。例えば、以下のような表示は「誤解を生じさせる表示」に該当する例です。

求人情報

- ・営業職中心の業務を「事務職」と表示する。
- ・契約社員の募集を「試用期間中は契約社員」など、正社員の募集であるかのように表示する。
- ・固定残業代を採用する場合に、基礎となる労働時間数等を明示せず、基本給に含めて表示している。
- ・モデル収入例を、必ず支払われる基本給のように表示している。
- ・A社のグループ会社B社の求人に、「A社は高度なITエンジニアのスキルを持った方を必要としています。」と表示している。

事業の実績に関する情報

- ・様々な仮定を置いた上で就職決定率を算出・表示する一方で、その仮定を表示していない、または非常に見えにくい状態にしている。
- 業務運営規程について内容検討が必要

改正職業安定法について (職業安定法第5条の4同法施行規則第4条の3)

正確かつ最新の内容に保つ措置

以下の措置を講じて、求人情報、求職者情報を正確・最新の内容に保つための措置を講じなければなりません。

- ① 求人情報、求職者情報の提供中止や訂正を求められたら、遅滞なく対応する。
- ② 求人情報、求職者情報が正確・最新の内容でないことを確認したら、遅滞なく情報提供依頼者に訂正があるかを確認するか、情報の提供を中止する。
- ③ 求人者、求職者に定期的に求人情報、求職者情報が最新かどうか確認する。
- ④ 求人情報、求職者情報の時点を明らかにする。

※①②はいずれも必ず講ずる必要がある措置です。

③④はいずれかを講ずる必要がある措置です。ただし、可能な限りいずれも講ずることが望ましいとされています。

- 業務運営規程について内容検討が必要

改正職業安定法施行規則等について (職業安定法施行規則第24条の8)

手数料に関する情報提供事項の追加

- 令和7年4月より、人材サービス総合サイトにおいて、
前年度における取扱職種ごとの常用就職1件あたりの平均手数料率の
情報提供を行う必要があります
 - ・常用就職の実績が多い上位5職種が公開の対象となります。
 - ・常用就職とは、4ヶ月以上の有期又は無期で雇用されることを言います。
 - ・常用就職の件数が10件以下の職種については、掲載は不要です。
 - ・手数料を定額でのみ徴収している場合は、平均手数料率の実績に代えて、当該定額を掲載することもできます。
 - ・平均手数料率は、取扱職種ごとに以下の数式で算出し、小数点以下第2位で四捨五入してください。

求人者から徴収した手数料の総額(常用就職全件分)

求職者の予定年収の総額(常用就職全件分)

改正職業安定法施行規則等について (指針第6の9(4)・第8の5(4))

利用料金・違約金明示

- 職業紹介事業の利用に関連して生じる違約金その他これに類するものとして当該事業を利用する求人者が負担する金銭等について、当該金銭等の額、当該金銭等が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容について、当該求人者に分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ当該求人者に対し誤解が生じないよう明示する必要があります。
- 口頭によるもののほか、ホームページの該当箇所を教示する等求人者が同一文面を再読できない可能性のある方法によるものは、適切な方法により明示しているとはいえません。
- 募集情報等提供事業者についても、上記と同様の規定が新たに設けられます。

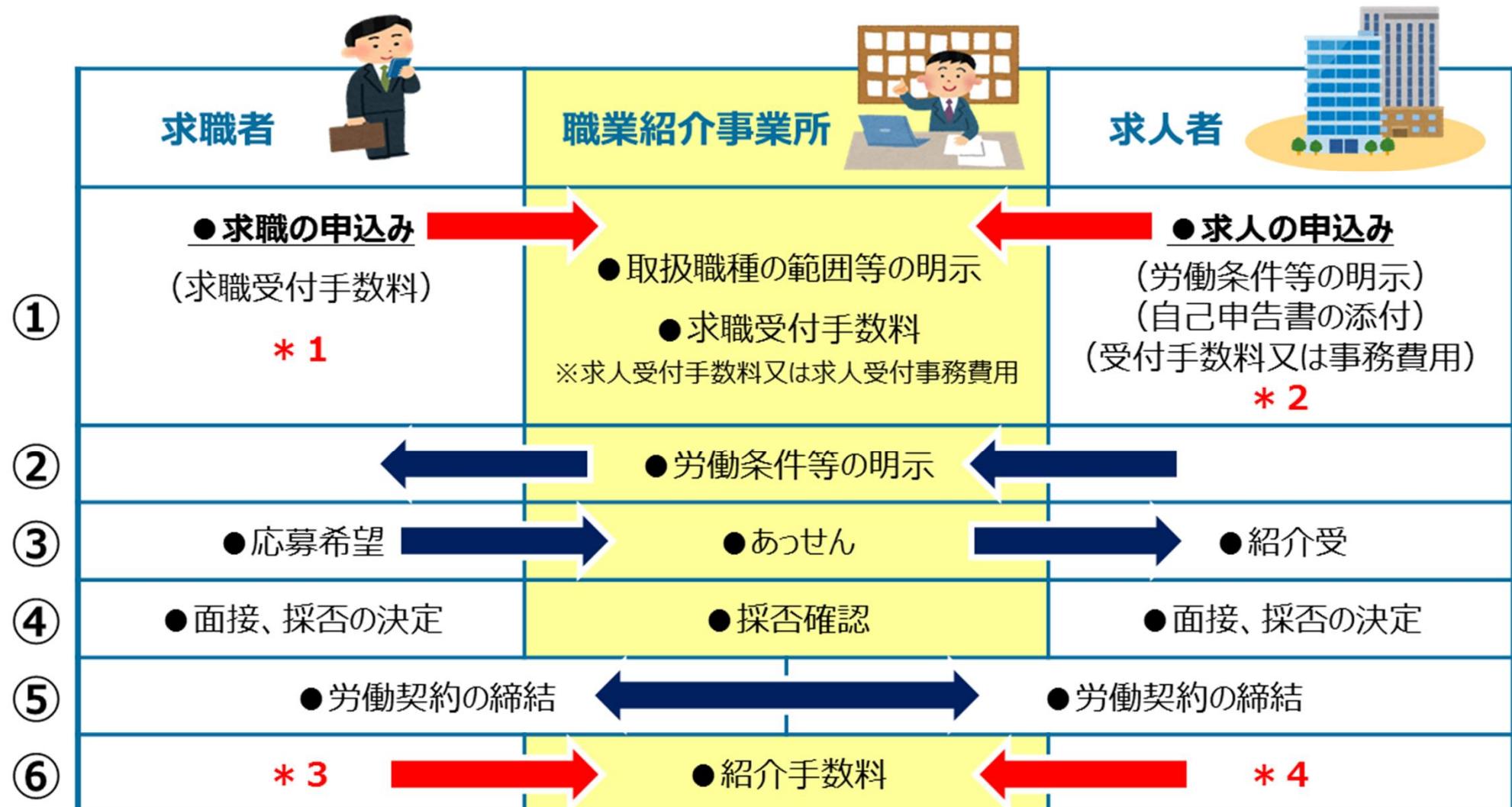
改正職業安定法施行規則等について (指針第8の5(3))

金銭等提供の禁止

- 指針において、募集情報等提供事業者が、労働者になろうとする者に対して金銭等を提供することにより募集情報等提供事業の利用の勧奨を行うことは好ましくなく、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる度を超えて金銭等を提供することによって利用の勧奨を行ってはならないとする規定が新たに設けられます。
- 職業紹介事業者については、すでに指針において、求職者への金銭等の提供が禁止されているほか、令和7年1月1日からは「求職者への金銭等の提供の禁止」が許可条件に追加されています。
- これは、金銭等の提供が労働者の行動選択に影響を与え、これにより適正な労働力需給調整機能の発揮に支障が生じるためです。

職業紹介事業の運営に係る 留意事項

◆職業紹介事業の一般的「あっせん」のながれ



* 1 求職受付手数料（710円（免税事業主660円）を限度、同一求職者月3件限度）、6職種限定

* 2 求人受付手数料（上限制）又は求人受付事務費用（届出制手数料）

* 3 求職者手数料（5職種限定）

* 4 上限手数料又は届出制手数料

◆取扱職種の範囲等の明示等

職業安定法第32条の13 施行規則第24条の5

職業紹介事業所



事業所内に下記①②③を掲示する

- ①手数料表
- ②返戻金制度に関する事項
- ③業務の運営に関する規程

[令和6年4月1日施行]

↓
従来の「事業所内に掲示」に代えて、

- 「求人者・求職者へ書面で提供」
 - 「インターネットの利用(自社HP
または人材サービス総合サイトへ掲載)」
- などでも情報提供が可能となりました。

■有料職業紹介事業者の場合

- ①取扱職種の範囲等
- ②手数料に関する事項
- ③苦情の処理に関する事項
- ④求人者の情報
- ⑤求職者の個人情報の取扱に関する事項
- ⑥返戻金制度に関する事項



原則
書面交付！

■無料職業紹介事業者の場合

- ①取扱職種の範囲等
- ②苦情の処理に関する事項
- ③求人者の情報
- ④求職者の個人情報の取扱に関する事項



原則
書面交付！

◆取扱職種の範囲等の明示等

(再掲)

例

求人者のみなさまへ

(事業所名) ●●●●●

➤ 取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲
当事業所の取扱業務範囲は、△△、△△の職業です。
取扱地域は、○○○ です。

➤ 手数料に関する事項
・求職受付の際、求職者からは一切申し受けません。
・求人受付の際、求人者から事務費用として、1件につき最大○○○円申し受けます。
・就職が決定しましたら、求人者から紹介手数料として、当該求職者の年間賃金の◆◆%を限度とする額を申し受けます。

➤ 求人者情報の取扱に関する事項
求人者情報の取扱い者は、職業紹介責任者の□□□□です。
求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限ります。

➤ 個人情報の取扱に関する事項
個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の□□□□です。
取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

➤ 苦情処理に関する事項
苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の□□□□です。
苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

➤ 収戻金制度に関する事項
返戻金制度の有無 有・無
⇒「有」の場合はその内容 ()

なお、労働者の賃金については、労働基準法第24条により、労働者に直接お支払ください。
その他、本所の業務についてのご不審点は、係員にお尋ねください。

例

求職者のみなさまへ

(事業所名) ●●●●●

➤ 取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲
当事業所の取扱業務範囲は、△△、△△の職業です。
取扱地域は、○○○ です。

➤ 手数料に関する事項
・求職受付の際、求職者からは一切申し受けません。
・求人受付の際、求人者から事務費用として、1件につき最大○○○円申し受けます。
・就職が決定しましたら、求人者から紹介手数料として、当該求職者の年間賃金の◆◆%を限度とする額を申し受けます。

➤ 求職者の情報の取扱に関する事項
求職者情報の取扱い者は、職業紹介責任者の□□□□です。
求職者の情報は、職業紹介事業に係るものに限ります。

➤ 個人情報の取扱に関する事項
個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の□□□□です。
(例) 収集した個人情報は、職業紹介で応募を希望する求人企業に応募情報を提供する際に使用します。

取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

➤ 苦情処理に関する事項
苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の□□□□です。
苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

➤ 収戻金制度に関する事項
返戻金制度の有無 有・無
⇒「有」の場合はその内容 ()

その他、本所の業務についてのご不審点は、係員にお尋ねください。

【令和4年10月1日施行】
個人情報の取扱に関する新
ルール

↓
求職者の個人情報を収集する際には、一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する**業務の目的**を、ウェブサイトに掲載するなど(書面の交付・掲示)して、明らかにしなくてはなりません。

◆備え付けなければならない帳簿類

職業安定法第32条の15 施行規則第24条の7

- 有料職業紹介事業者は、その業務に関して、厚生労働省令で定める帳簿書類を作成し、その事業所に備え置かなければならない。
- 法第33条第4項の規定により、無料職業紹介事業者の法定帳簿書類の整備が明記されている。
- 厚生労働省令で定める帳簿書類

【有料職業紹介事業者】

- ① 求人管理簿
- ② 求職管理簿
- ③ 手数料管理簿

【無料職業紹介事業者】

- ① 求人管理簿
- ② 求職管理簿

法定帳簿

◆手数料について

手数料の種類

■受付手数料

■求職者受付手数料（経過措置）（則附則第4項）

■上限制手数料（法第32条の3第1項第1号）

■届出制手数料（法第32条の3第1項第2号）

■求職者手数料（法第32条の3第2項）

上記に定めるほか、職業紹介に関し、いかなる名義でも実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

なお、一つの事業者が取扱分野に応じて上限手数料と届出制手数料を併用することは差し支えないが、同一の者に対して併用して徴収することはできない。

◆受付手数料について

■**求人受付手数料**

- 求人申込みを受理した場合、1件につき**710円を限度**として求人者から徴収することができる。
- 免税事業者は1件につき**660円を限度**
- 手数料表の届出は不要であり、上限制手数料との組み合わせで徴収
- 届出制手数料との組み合わせで徴収することは不可

■**求職受付手数料（経過措置）**

- 6職業限定
①芸能家、②家政婦（夫）、③配せん人、④調理士、⑤モデル又は⑥マネキン
- 1件につき**710円（免税事業者：660円）を限度**で徴収可能。
- 同一の求職者に係る求職の申込みの受理が、1箇月間に3件を超える場合は、1箇月につき3件分に相当する額を限度とする。

◆ 上限手数料について

■ 受付手数料 : 710円 (660円)

■ 紹介手数料 :

①支払われた賃金額の11／100 (10.3／100) ②、③を除く

②同一の者に引き続き 6箇月を超えて雇用された場合は、6箇月間の雇用に
係る支払われた賃金額の11／100 (10.3／100) ※以下を除く

③期間の定めのない雇用契約に基づき同一の者に引き続き 6箇月を超えて
雇用された場合は、以下のいずれか大きい額

★ 6箇月間の雇用に係る支払われた賃金額の 11／100 (10.3／100)

★ 6箇月間の雇用について支払われた賃金額から臨時に支払われる賃金
及び3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の14.8／100
(13.9／100)

◆求職者手数料、常用目的紹介に係る手数料

■ 求職者手数料

● 5職業限定

①芸能家及び②モデル並びに③経営管理者、④科学技術者及び⑤熟練技能者

※経営管理者、科学技術者及び熟練技能者については、賃金の額が年収700万円
又はこれに相当する額を超える場合に限る

●支払われた賃金額の11／100（10.3／100）又は同一の者に引き続き
6箇月を超えて雇用された場合は、6箇月間の雇用に係る支払われた賃金額の
11／100（10.3／100）

■ 常用目的紹介にかかる手数料

●当初、有期雇用契約を締結させ、その契約終了後、引き続き期間の定めのない
雇用契約を締結させることを目的とする職業紹介

●手数料は、上限手数料又は届出制手数料において設定

◆変更にかかる届出

【変更前に労働局に届出が必要な変更事由】

- 取扱職種の範囲の変更（取扱職種、地域等）
- 手数料表の変更（有料職業紹介事業のみ）

【変更後に労働局に届出が必要な変更事由】

- | | |
|--------------------|--------------|
| ● 事業主の氏名又は名称の変更 | ● 事業所の名称の変更 |
| ● 事業主の住所の変更 | ● 事業所の所在地の変更 |
| ● 法人の代表者及び役員の氏名の変更 | ● 事業所の新設 |
| ● 職業紹介責任者の氏名の変更 | ● 事業所の廃止 |
| ● 職業紹介責任者の住所の変更 | ● 兼業の変更 |
| | ● 取次機関の変更 |

職業紹介事業 法改正、参考資料及び参考様式等

WEBサイト「福島労働局 職業紹介事業」で検索

- ・職業紹介事業運営にかかる様式（福島労働局作成）
- ・職業紹介事業業務運営要領（R7.4.1）
- ・職業紹介事業パンフレット・許可・更新等手続マニュアル

WEBサイト「厚生労働省 職業紹介事業について」で検索（福島労働局サイトと重複あります。）

- ・職業紹介事業を行う際の主なポイント（職業紹介事業者様向けパンフレット）
- ・職業紹介事業者を利用する際の主なポイント（求人者者様向けパンフレット）
- ・職業紹介事業者を利用するときに知っておきたいこと（求職者様向けパンフレット）
- ・パンフレット 職業紹介事業の運営ルールが変わります（令和4年10月1日）
- ・パンフレット 求職者への労働条件明示のルールなどが変わります！（令和6年4月）
- ・パンフレット 紹介手数料率の実績の公開と違約金規約の明示が必要になります（令和7年4月）
- ・パンフレット 労働者に金銭やギフト券等を提供することは原則禁止になります（令和7年4月）

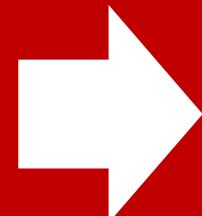
*** 本日のセミナーはこれで終了です ***

ご静聴ありがとうございました。

ご質問等は後日当室までお問合せください。



福島労働局 需給調整事業室
TEL 024-529-5746



アンケート回答にご協力願います